

物件詳細情報(土地)

物件名	旧唐津東高等学校校長宿舎		予定価格	2,140万円
所在地	唐津市大名小路176番1			
現況地目及び面積等	地目	宅地	工作物	有
	地籍	526.01 m ²	樹木	有
登記簿記載事項	地目	宅地		
	地籍	526.02 m ²		
	その他			
接面道路の状況等	東側:幅員約3.5mの舗装私道(建築基準法第42条第2項道路)にほぼ等高に約15m接面 北側:幅員約3.5mの舗装私道(建築基準法第42条第2項道路)があるが、本物件と北側舗装私道の間には他人所有の土地が存在しているため、本物件は当該舗装私道に接面していない			
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	非線引都市計画区域		
		用途地域	商業地域	
		地域、地区	-	
		建ぺい率	80%	
		容積率	240%	
		高度制限	指定無し	
		防火地域	準防火地域	
		その他	唐津市景観計画重点区域 城内地区	
	文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地「唐津城跡」に指定されている。 文化財保護法(第93条)による調査の可能性あり。		
その他	高潮浸水想定区域0.5~1.0未満			
私道の負担等に関する事項	私道負担	無	負担の内容	
	道路後退	有	負担の内容	東側及び北側私道は、建築基準法第42項2項道路に該当するため、新たに建物を建築する際には中心線より2mまでセットバックが必要
供給処理施設の状況	接面道路配線等の状況		施設整備時期及び状況	施設整備の特別負担の有無
	電気	有		-
	公営水道	有		-
	公共下水道	有		-
	都市ガス	有		-
交通機関	鉄道	JR唐津駅まで約800m		
	バス	大名小路バス停まで徒歩約2分		
公共・公益施設等	唐津市役所まで約600m			

参考事項	<p>●建物建築にあたっては、建築基準法、各地方公共団体の条例等により規制される場合もありますので、事前に関係各機関にご照会ください。</p>
	<p>(建物建築に関するお問い合わせ先)</p>
	<p>〒843-8511 唐津市西城内1番1号 唐津市役所 都市計画課 (電話番号) 0955-72-9136</p>
	<p>(建築確認申請に関するお問い合わせ先)</p>
	<p>〒847-0861唐津市二太子3丁目1番5号 唐津土木事務所 建築課 (電話番号) 0955-73-2865</p>
	<p>(上下水道に関するお問い合わせ先)</p>
	<p>〒847-0014 唐津市西城内1番1号 唐津市上下水道局 (電話番号)0955-53-8029</p>
	<p>●物件の引き渡しは現況のまま(本地下に存在する工作物等を含む)で行いますので、現状や接道の状況、境界等は事前に参加者で必ず確認のうえ入札に参加してください。</p>
	<p>●上記予定価格は、対象土地内の建物の取壊費相当額を勘案した額であり、私設管の取込み費用及びブロック塀の撤去、樹木の伐採は購入者の負担となります。</p>
	<p>●上記建ぺい率は建築基準法第53条第1項、容積率は同法第52条第1項及び第2項の規定による数値を記載しています。各数値については、その他条項等の規定により変わる場合がありますので、詳細につきましては、下記へお問い合わせください。 〒847-0861唐津市二太子3丁目1番5号 唐津土木事務所 建築課 (電話番号) 0955-73-2865</p>
<p>●土壌調査等の個別的な調査は行っていません。</p>	
<p>●当該物件は、供給処理施設(電気・上下水道)を停止しています。 なお、上記供給処理施設の接続等に要する費用は、購入者の負担となります。</p>	

物件詳細情報(建物)

◎物件名 旧唐津東高等学校校長宿舎

◎土地の状況

実測面積	526.01㎡	公簿面積	526.02㎡
------	---------	------	---------

◎建物の状況

総延床面積	96.41㎡
-------	--------

(居宅)

種目	居宅	構造	木造セメント瓦葺平家建
床面積	89.43㎡	延床面積	89.43㎡
従来の用途	職員宿舎		
従物	電気、給排水、衛生設備等		
建築年月日	平成3年3月26日新築		
参考事項	家屋番号 176番1		

(物置)

種目	物置	構造	木造スレート葺平家建
床面積	6.98㎡	延床面積	6.98㎡
従来の用途	職員宿舎		
従物			
建築年月日	平成3年3月26日新築		
参考事項			

◎工作物の状況

	取得年月日	種目	名称	構造・形式	数量
1	昭和60年9月26日	下水	汚水処理用簡易下水	インバート樹4個	1

◎保守管理等の状況

建物

当該宿舎は令和2年4月から未使用となっており、これ以降の維持管理は不定期で除草のみ行っています。

◎その他

建物登記	「有り」 所有権移転登記を行いますので、建物を解体される場合は、滅失登記を落札者の方で行っていただく必要があります。
------	---